

富山県 生産性向上・賃上げの取組みを支援します!

賃上げサポート補助金

物価高騰等の影響が続く中、県内中小企業等が継続的に賃上げを実施するためには、適正な価格転嫁のもと、DXや省エネ、人への投資等による生産性向上が必要不可欠です。

「富山県賃上げサポート補助金」は、業務改善助成金への上乗せ補助により、県内事業者*の生産性向上・賃上げの取組みを支援します。

※業務改善助成金の対象である中小企業・小規模事業者のうち、「富山県賃上げサポート補助金」の対象は「事業場規模30人未満の事業者」に限ります。

支援のあらまし

① 賃金引上げ + ② 設備投資等 → 設備投資等に要した費用の一部を助成

厚生労働省 (富山労働局)

業務改善助成金

中小企業・小規模事業者において、

- ① 事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ
- ② 設備投資等

〔機械設備
・コンサルティング導入
・人材育成・教育訓練 等〕

を行った場合に、
その費用の一部を助成

費用の
9/10 (注1)

費用の
1/10 (注2)

富山県 賃上げサポート 補助金

事業場規模30人未満の事業者
を対象に、業務改善助成金の額に
上乗せ補助

(注1) 業務改善助成金の助成率は、最大で9/10【上限額あり】

(注2) 県の補助率は、国の助成率にかかわらず一律1/10【上限額あり】

富山県



→ 制度の詳細は、富山県ホームページで
必ずご確認ください。

富山県 賃上げサポート

検索



申請・問い合わせ先

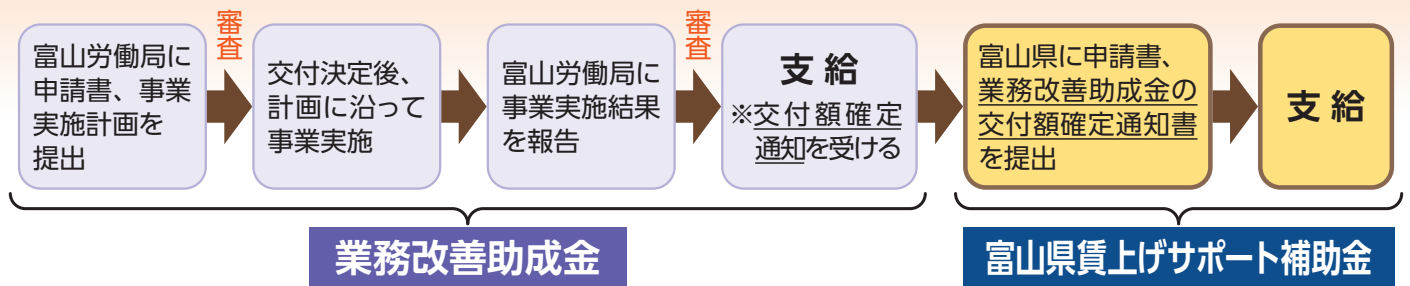
富山県商工労働部労働政策課

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

TEL : 076-444-4608

E-mail : arodoseisaku@pref.toyama.lg.jp

富山県賃上げサポート補助金支給までの流れ



補助対象 補助対象：令和5年4月1日以降に業務改善助成金の交付額確定通知を受けた**事業場規模30人未満の事業者**

補助率 補助率：対象費用の**1/10**（一律） ※上限額あり（国の助成上限額の1/10）

申請方法 所定の申請書類を「**富山県商工労働部労働政策課**」に提出してください。
 *予算の範囲内で交付するため、申請期限内に受付を終了する場合があります。

令和6年度 業務改善助成金の概要 詳細は、厚生労働省・富山労働局ホームページをご確認ください。

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成。

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上(*)	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上(*)	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上(*)	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上(*)	600万円	600万円

助成率		
事業場内最低賃金が	950円未満	4/5 (9/10)
	950円以上	3/4 (4/5)

()は生産性要件を満たした事業場の場合

申請期限	
申請期限	令和6年12月27日
事業完了期限	令和7年1月31日
令和5年度からの主な変更点	<ul style="list-style-type: none"> 生産量要件や関連する経費が終了しました。 事業完了期限が、2025(令和7)年1月31日になりました。 令和6年度から同一事業場の申請は年1回までとなりました。

- 助成対象事業場**
- 中小企業・小規模事業者であること
 - 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内
 - 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

「富山県賃上げサポート補助金」の上乗せの対象

(※) 10人以上の上限額区分は、以下の①、②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

- ① 賃金要件：事業場内最低賃金950円未満の事業場
 - ② 物価高騰等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント*以上低下している事業者
- *「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

